

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：菊池地域指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

棚田地域の区域名	棚田等の名称	範囲（別添）
隈府町（旧旧市町村）	袈裟尾棚田	1 - 1
河原村（旧旧市町村）	神鶴棚田	1 - 2
	松島棚田	1 - 3
	上木庭棚田	1 - 4
	佐野棚田	1 - 5
水源村（旧旧市町村）	上木庭棚田	1 - 4
	佐野棚田	1 - 5
	細永棚田	1 - 6
	立門棚田	1 - 7
龍門村（旧旧市町村）	寺小野棚田	1 - 8
	雪野棚田	1 - 9
	小木棚田	1 - 10
	鳳来棚田	1 - 11
	長野棚田	1 - 18
迫間村（旧旧市町村）	稗方棚田	1 - 12
	細永棚田	1 - 6
	雪野棚田	1 - 9
	小木棚田	1 - 10
	西迫間棚田	1 - 13
	太田棚田	1 - 14
	戸豊水棚田	1 - 15
	茂藤里棚田	1 - 16
	滝棚田	1 - 17
城北村（旧旧市町村）	稗方棚田	1 - 12
	小木棚田	1 - 10

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

- 令和 6 年度まで、全指定棚田における農用地法面の見回りを年 1 回以上実施し、危険な箇所は必要に応じて補修するなど、農作業安全対策の体制整備を図る。
- 令和 6 年度まで、全指定棚田における農道・水路の維持管理を継続して実施し、危険な箇所は必要に応じて補修するなど、安定した農作業が行える体制整備を図る。
- 令和 6 年度までに、神鶴棚田において現在作付けを行っていない維持管理農用地 80a に主食用米・もち米を作付けし、農用地の活用を行うとともに、加工品を開発し販売する。
- 令和 6 年度までに、長野棚田にある耕作放棄地 20a を解消し、跡地に景観作物を植付けし、地域の景観を形成する取組みを実施する。
- ・担い手の確保
 - 令和 6 年度までに、2 指定棚田地域の保全に取り組む人数を 28 人から 40 人に増加させる。
 - 令和 6 年度までに 3 指定棚田において棚田の保全に取り組む参加者の円滑な世代交代を 10 名実施する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和 6 年度までに袈裟尾棚田において、生産性向上を図るため、共同利用コンバインを 1 台導入し、共同利用面積を 8 ha 増加させる。
 - 令和 6 年度までに 2 指定棚田地域においてドローンを 2 台導入し、26ha

の

防除を実施する。

- 令和 6 年度までに 3 指定棚田地域において草刈機（乗用・自走式等）を 3 台導入する。
- 令和 6 年度までに稗方棚田における農地集積率を 20% から 30% へ増加させる。
- 令和 6 年度までに 4 指定棚田地域における農業機械や農作業の共同利用面積を 1.4ha 以上増加させる。
- 令和 6 年度までに 3 指定棚田地域において地域の担い手による利用権の設定面積を 1.6ha 増加させる。

（ 2 ） 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 6 年度までに松島棚田で生産している有色米（古代米）の作付面積を 4 ha から 5 ha に拡大させる。
- ・集落機能の強化
 - 令和 6 年度までに稗方棚田地域におけるコミュニティサロンの参加者を 7 人から 10 人に増加させる。

- 令和 6 年度までに、地域の伝統的な祭りである「灯夜祭り」を活かして、地域外の誘客を延べ 15 名を確保し、集落機能強化を図る。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和 6 年度までに、9 指定棚田地域における鳥獣被害面積を約 70ha から 30ha 程度へ減少させる。
 - 令和 6 年度までに 6 指定棚田地域において、環境保全型農業（有機農業、堆肥の施用、緑肥作物の作付等）を実施する。
 - （継続取組）令和 6 年度までに立門・寺小野棚田地域において、小中学生やその保護者を対象とした自然観察イベントを各棚田年 1 回以上開催し、年間 24 人の参加者を確保する。
 - 令和 6 年度まで、全指定棚田において周辺林地の下草刈りを年 1 回以上実施する。
 - 令和 6 年度までに、稗方棚田地域において放置竹林の下草刈りや伐採（10a）を実施する。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 6 年度までに、9 指定棚田において小中学生等の景観保全活動を兼ねた活動として、景観作物（コスモス、れんげ、菜の花等）を 6.6ha 植え付ける。
 - 令和 6 年度までに、3 指定棚田地域において桜の木等 25 本以上植栽する。
 - 令和 6 年度までに、上木庭棚田につつじを 30 本植栽する。
- ・伝統文化の継承
 - （継続取組）令和 6 年度までに袈裟尾棚田地域において、秋の収穫祭を兼ねた「高塚古墳まつり」を 2 年に一度開催し、50 人の来訪者を誘客する。
 - 令和 6 年度までに稗方棚田にある同田貫刀鍛冶跡等の史跡の説明版を設置し、国指定史跡の鞠智城と併せてフットパス等のコースに組み込み、年間 30 人の来訪者を誘客する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和 6 年度までに稗方棚田地域において空き家を再生・活用し、1 世帯以上の移住者を確保する。
 - 令和 6 年度までに佐野棚田で農村交流イベントを年 1 回以上開催し、年間 30 人の参加者を確保する。
 - 令和 6 年度までに立門棚田において、都市農村交流もしくは生産者消費者間による交流会を年 1 回実施する。
 - 令和 6 年度までに、鳳来棚田地域において地域内にある聖護寺で開催される、年 2 回の行事を活用し、地域特産物の販売等を行い、年間 100 人の交

流人口を確保する。

- (新規・継続含む) 令和6年度までに3指定棚田地域において、援農ボランティアを年間80人確保する。
- (新規・継続含む) 令和6年度までに、4指定棚田地域において小中学生等を対象とした田植え、稲刈り体験を開催し、年間160人の交流人口を確保する。
- (継続取組) 令和6年度までに、袈裟尾棚田地域において、五穀豊穰などを祈願する伝統行事である「モグラうち・どんどや」を年1回開催し、地域の小学生を含めたコミュニティの強化を図るとともに、地域外から年間20人の来訪者を誘客する。
- (継続取組) 令和6年度までに、稗方棚田地域において、五穀豊穰や地域の子孫繁栄を願う伝統的な祭りである「嫁取祭り」を継続することにより、地域のコミュニティ強化を図るとともに、年間30人の来訪客を誘客する。
- (継続取組) 令和6年度までに、寺小野棚田において、地域の伝統的なお祭り「どんどや」を年1回開催し、地域のコミュニティの強化を図るとともに、年間5人の来訪者を誘客する。
- (継続取組) 令和6年度までに雪野棚田において、雪野収穫祭を開催し年間100人の来訪者を誘客するとともに、雪野棚田で生産した棚田米を用いておにぎり200個を無料配布し、その棚田米30kgの販売を行うなど供給促進も行う。
- (継続取組) 長野棚田において、棚田を由来とする地元の伝統的なお祭りを開催することにより、地域のコミュニティの強化を図るとともに年間20人の来訪者を誘客する。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和6年度までに4指定棚田地域において、棚田の周辺に案内看板や休憩所等を整備し、年間1,350人を誘客する。
 - 令和6年度までに、西迫間棚田地域において3軒の空き家を再生する。
 - (継続取組) 令和6年度までに、茂藤里棚田地域における農泊の宿泊者数を年間30人確保する。
- ・ 六次産業化の推進
 - (新規取組) 令和6年度までに4指定棚田地域において棚田米のブランド化を図り、年間13.5tの販売量を確保する。
 - (新規取組) 令和6年度までに神鶴棚田において米粉、もち米を活用した加工品の開発を行い、年間500kg以上の販売を行う。
 - (継続取組) 令和6年度までに松島棚田において棚田米、もち米の加工品生産量を、年間3,300kgの販売を行う。
 - (継続取組) 令和6年度まで、立門棚田において無農薬・無化学肥料として付加価値を高めたブランド棚田米の販売を継続して実施する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、全指定棚田地域における法面管理や農道・水路の維持管理、耕作放棄地率の維持等を実施する。
- ・担い手の確保
 - 5指定棚田において、集落協定内の若手農業者等へ役員交代を行う。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 5指定棚田において、自動草刈り機による農作業の省力化やドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。
 - 8指定棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 松島棚田で有色米の生産量を拡大する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 9指定棚田において、侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
 - 6指定棚田において、環境保全型の農業(有機農業/カバークropp/堆肥の施用)を実施するなど、自然環境の保全を図る。
 - 2指定棚田において、小中学生に向けて棚田の観察会などの自然ふれあいイベントなどを活用して関係人口の創出・拡大を図る。
- ・良好な景観の形成
 - 13指定棚田において、景観作物の植え付けや桜の木の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。
- ・伝統文化の継承
 - 袈裟尾棚田、稗方棚田において、地域の伝統的な祭りの開催や史跡を活用したフットパスコースづくりなど、伝統文化の継承を図る。

棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 8指定棚田において、地域の伝統的なお祭りなど特色を生かした都市農村

交流イベントを開催し、関係人口の創出・拡大を図る。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 4 指定棚田において、棚田の付近に看板等を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。
 - 茂藤里棚田において、農泊の取り組みを推進する。
- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 5 指定棚田において、棚田米のブランド化を図り、販売促進に取り組む。
 - 神鶴棚田、松島棚田において、棚田米を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

名称：菊池地域指定棚田地域振興協議会

当協議会は、菊池市、中山間地域等直接支払事業に取り組む集落協定代表者、熊本県で構成。

参加者の名称または氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし

指定棚田地域振興活動計画新旧対比表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">指定棚田地域振興活動計画</p> <p>作成主体の名称：菊池地域指定棚田地域振興協議会</p> <p>1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 指定棚田地域振興活動の目標</p> <p>(1) 棚田等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄の防止・削減 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の供給の促進 －令和6年度までに松島棚田で生産している有色米(古代米)の作付面積を4haから5haに拡大させる。 ・集落機能の強化 －令和6年度までに稗方棚田地域におけるコミュニティサロンの参加者を7人から10人に増加させる。 －令和6年度までに、地域の伝統的な祭りである「灯夜祭り」を活かして、地域外の誘客を延べ15名を確保し、集落機能強化を図る。 <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">指定棚田地域振興活動計画</p> <p>作成主体の名称：菊池地域指定棚田地域振興協議会</p> <p>1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 指定棚田地域振興活動の目標</p> <p>(1) 棚田等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄の防止・削減 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の供給の促進 －令和6年度までに松島棚田で生産している有色米(古代米)の作付面積を4haから5haに拡大させる。 ・集落機能の強化 －令和6年度までに稗方棚田地域におけるコミュニティサロンの参加者を7人から10人に増加させる。 <p style="text-align: center;">(以下略)</p>